平成２７年（フ）第１８０１号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―901
債務者　栗原登美子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８２４号
横浜市瀬谷区三ツ境152番地14　スカイピア三ツ境106
債務者　荒井　昭二
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８２５号
横浜市旭区若葉台３丁目２番517号
債務者　荒井　邦子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６６号
岡山市南区福富東２丁目20番43号、旧住所岡山市北区青江４丁目16番10号
債務者　中村理智子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７号
岡山市南区福富東２丁目20番43号、旧住所岡山市北区青江４丁目16番10号
債務者　中村　純一
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０８号
岡山市北区撫川257番地５
債務者　三宅　一男
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８５号
愛知県豊橋市吉川町252番地の１
債務者　寺倉　　寛
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午後３時
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４４号
新潟県糸魚川市大字須沢159番地８
破産者　山崎　一義
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第８４３号
千葉県市川市曽谷５丁目23番17号（中島孝浩方）
破産者　中島　孝造
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３１号
大阪府岸和田市土生町1464番地
破産者　山中電業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
徳島市山城西３丁目１番地
破産者　有限会社花ごよみ
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８４８号
札幌市豊平区美園10条７丁目２番１号
破産者　北海道フードサービス株式会社
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５４号
埼玉県新座市東北２丁目24番14号カミヤプラザ１階
破産者　株式会社成城建設
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０１号
千葉県市原市八幡石塚１―10―12第一川島ハイツ103号
破産者　株式会社オオツキ
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０２号
千葉県市原市八幡石塚２丁目13番地13　リバーサイド松原203
破産者　大槻　正春
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０７２号
愛知県豊田市保見町東古城141番地１
破産者　株式会社イワフジ
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８３号
兵庫県明石市北王子町２番８号
破産者　明石製麺協業組合
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
松江市東持田町271番地、開始決定時の住所松江市島根町野波2270番地
破産者　坂本　武男
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部